

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	美里町 健康管理システム(健康増進) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美里町は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

美里町長

公表日

令和4年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	美里町では健康増進法の規定に基づき成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成などの事務を行っている。 健康増進法及び番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・肺炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 ・がん検診
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 健診申込情報ファイル、2. 健診受診結果情報ファイル、3. 健康増進事業対象者情報ファイル、4. 健康増進事業結果ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第76号 番号法の別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】番号法第19条第8号 別表第二102の2の項、別表第二省令 第50条 【情報照会】番号法第19条第8号 別表第二102の2の項、別表第二省令 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地 電話0964-46-2111 FAX0964-46-3510
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地 電話0964-46-2111 FAX0964-46-3510

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	新様式に変更				
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月30日 時点	令和2年5月31日 時点		
令和2年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月30日 時点	令和2年5月31日 時点		
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の根拠	美里町では健康増進法の規定に基づき成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成などの事務を行っている。	美里町では健康増進法の規定に基づき成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成などの事務を行っている。 健康増進法及び番号法の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 ・肺炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 ・がん検診		
令和4年3月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 健診申込情報ファイル、2. 健診受診結果情報ファイル	1. 健診申込情報ファイル、2. 健診受診結果情報ファイル、3. 健康増進事業対象者情報ファイル、4. 健康増進事業結果ファイル		
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第76号	番号法第9条第1項 別表第一 第76号 番号法の別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条		
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する		
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報提供】番号法第19条第8号 別表第二102の2の項、別表第二省令 第50条 【情報照会】番号法第19条第8号 別表第二102の2の項、別表第二省令 第50条		
令和4年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月31日 時点	令和4年3月10日 時点		
令和4年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月31日 時点	令和4年3月10日 時点		